

一般名処方加算

(2025年4月1日現在)

当クリニックでは、厚生労働省の定める「一般名処方加算」の算定対象となる処方箋に対して、一般名での処方を行っております。

「一般名処方」とは、特定のメーカーの薬剤名ではなく、有効成分の名称（一般名）で処方されるものです。

これにより、以下のようなメリットがあります。

- 医薬品の供給が不安定な場合でも、他のメーカーの同成分薬を使用することができ、安定した供給が可能となります。
- 医療費の軽減につながる場合があります。
- 医薬品の選択肢が広がります。

